

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員 この法人の理事及び監事をいう。
- 二 報酬等 役員が、その職務を遂行する上での対価として得るもので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第5条第13号に規定する報酬、賞与、退職手当その他の財産上の利益をいい、その名称の如何を問わないものとする。
- 三 費用 役員が、その職務の遂行に当たり発生する旅費（関連して生じる参加費等を含む。）をいい、報酬とは区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員の報酬等は、第2項に掲げる役員を除き無償とする。

2 役員のうち、常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者であって、週当たりの勤務が五日又は四日の者をいう。）の報酬等は、次のとおりとする。

- 一 役員となった者が新たに常勤役員となる場合の報酬等は、年度の上限額三百万の範囲内で、総会で決議した額（報酬、賞与、その他の財産上の利益を含む。）とし、退職手当は支給しないものとする。なお、常勤役員となる時季によって、理事会及び総会に直ちに諮ることが困難の場合には、会長が当該役員の報酬等を定め、直近の理事会及び総会で決議を受けるものとする。
- 二 この法人の職員として業務を行っている者が役員となった場合（役員改選により、引き続き役員になった者の場合を含む。）の報酬等は、当該職員に現に適用されているこの法人の定める給与規程に基づく給与と役員手当相当分2万円とを併せた金額の支給をもって替えるものとする。なお、役員手当相当分は、役員になった翌月（月の最初の日は除く。）からの支給とする。
- 三 役員である職員が、役員の任期の途中において定年に達し、その後もこの法人の定める就業規則に基づいて再雇用となった場合の報酬等は、再雇用に伴う給与の支給をもって替えるものとする。なお、前号の役員手当相当分は、再雇用に伴う給与額を定めるときに考慮するものとする。

(費用の額)

第4条 役員が、この法人の所在地（近辺を含む。以下同じ。）において開催される理事会、正副会長会議等の会議に出席した場合の費用については、1日当たり、三千円を支払うものとする。

上毛かるた競技県大会の大会役員や審判員の費用については、1日当たり、二千円

を支払うものとする。

- 2 役員が、この法人が主催する、又は、郡・市・町・村等が主催する研修会等の講師として派遣される場合は、費用として、1回当たり、定額の三千円を支払うものとする。ただし、研修会等を主催する者から費用相当分の支払いがある場合には、この法人からの支払いは行わないものとする。
- 3 役員が、前二項以外で会長の命を受け、この法人の所在地以外の場所で職務を遂行する場合の費用については、この法人の定める旅費規程によるものとする。
- 4 会長が、この法人の所在地で業務を行う上での通勤にかかる経費は、この法人の定める給与規程第8条による通勤手当の算出基準によるものとする。
ただし、業務を行う日と第1項の会議の日とが重なる場合には、通勤にかかる経費は支払わないものとする。
- 5 前条第2項第1号の常勤役員の週当たりの勤務が5日の場合は、この法人の所在地で業務を行う上での通勤にかかる経費として、この法人の定める給与規程第8条による金額を月当たりの費用として、また、常勤役員の週当たりの勤務が4日の場合は、この法人の定める給与規程第8条による月当たりの通勤手当の金額の五分の四に相当する金額を月当たりの費用として、支払うものとする。ただし、本条第1項の「会議等」及び同条第2項中の「本法人が主催する研修会等」に該当するものの費用は支払わないものとし、同条第2項中の「郡・市・町・村等が主催する研修会等」に該当するもの及び同条第3項の費用は支払うものとする。

(報酬、費用等の支払い)

第5条 第3条第2項第1号に該当する常勤役員となった者に係わる報酬及び費用の支払いは、次による。ただし、月の途中からの場合は、日割り計算で算出した金額とする。

- 一 報酬は、理事会及び総会で決議した金額を12で除した額を各月の額として、各月に支払うものとする。
- 二 費用は、前条第5項の金額を各月に支払うものとする。
- 三 報酬及び費用の支払いの方法、期日は、職員の給与規程を準用するものとする。
- 3 第3条第2項第2号及び同条同項第3号に該当する常勤役員に係わる報酬及び費用の支払いは、前項に準じて支払うものとする。
- 4 第4条第1項及び同条第2項に該当する役員に係わる費用は、その都度支払うものとする。
- 5 前条第3項に該当する役員に係わる費用は、業務の終了後に速やかに支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則（平成26年1月26日 総会制定附則）

- 1 この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。
- 2 この規程の条項にかかわらず、この規程の第3条第2項については、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に限り、次のとおり、読み替える。

「非常勤理事及び監事の報酬は、無報酬とする。」
- 3 前項の規定にかかわらず、非常勤理事及び監事の報酬は、平成26年度以降、当分の間、無報酬とする。

附 則（平成28年3月24日 総会改正附則）

- 1 附則第2項の次に、第3項として、次の1項を加える。

「3 前項の規定にかかわらず、非常勤理事（会長は除く。）及び監事の報酬は、平成26年度以降、当分の間、無償とする。」
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月24日 総会改正附則）

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 附 則（平成26年1月26日 総会制定附則）中の第3項を削る。

附 則（令和4年5月26日 総会改正附則）

- 1 この改正規程は、令和4年5月26日から施行する。